

下呂市監査告示 第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

平成28年 7月28日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

## 平成 27 年度 財政援助団体等に関する監査 指摘事項に伴う措置状況

### ◎公の施設の指定管理者

【施設名 下呂市元気ではつらつ増進施設(下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム)】

1 施設利用促進と適正な指定管理料の積算について (株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体) 担当課：教育委員会 生涯学習課	
監 査 指 摘	措 置 状 況
<p>下呂上ヶ平サンビレッジ、金山リバーサイドスポーツセンター及びスタジアム全体の利用者数は漸減しており、平成26年度は、8万7,595人で前年度に比べ2.2%減少しています。利用者数の減少によって、管理運営費に占める利用料等の受益者負担の割合が低くなり公費負担の割合が高くなれば、「受益者負担の原則」や、施設利用者と未利用者における公平性の確保に課題が生じることになります。しかしながら、管理運営経費の削減は、利用者の減少に比例して一律的に行えるものではなく、また利用料金単価の増額は、利用者の減少にも繋がりにくいことから慎重を期さなければなりません。こうしたことから、施設の運営を維持していくには、現在指定管理者において新規会員の入会促進キャンペーンが行われていますが、さらに市と指定管理者が協力して、より一層全体の利用促進を図り、利用料収入を確保することが重要と思料します。</p> <p>また、管理運営経費について、業務報告書の内容の精査と指定管理者との十分な協議を行い、適正な指定管理料の積算に努めてください。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>同施設の平成27年度利用者数は8万8,520人となり昨年度よりは1.1%の微増となっています。今後も生涯スポーツの推進を目標に、市内有数の健康増進施設として指定管理者と共に利用促進を進めていきます。</p> <p>また、平成28年度にて現行指定管理期間が終了しますので、次期に向けて指定管理料等管理運営経費の精査を行うこととしています。</p>

2 指定管理事業と自主事業の区分について 担当課：教育委員会 生涯学習課	
監 査 指 摘	措 置 状 況
<p>自主事業の内容、予算については、事業計画書に明記されていますが、平成26年度業務報告書に添付の収支報告書では、自主事業にかかる収入、経費は明確になっていません。平成20年6月6日付け総務省通知「指定管理者制度の運用上の留意事項」の中で、協定には、指定管理事業と自主事業において明確な区分が定められているかどうか、という点が挙げられています。適正な指定管理料を算定するためにも、自主事業の収支、指定管理料の自主事業への充当について協定等で明確にした上で、指定管理事業と自主事業それぞれ区分した収支報告を求める必要があると思われます。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>指定管理者に確認し、平成27年度報告書から自主事業と指定管理委託事業との区分を明確にするように求めています。</p>

3 指定期間について		担当課：教育委員会 生涯学習課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>平成26年3月に締結された基本協定において、それまで5年となっていた指定期間が、内規として市が定めた統一基準の適用により3年に短縮されています。指定期間は、管理運営状況を定期的に見直すことや適正に競争の機会を設けるため有期となっていますが、一方で指定管理者は、期間中、中長期的な運営計画を立て、自主的な運営、経営努力を行うこととなります。また、指定期間については、平成22年12月28日付け総務省通知「指定管理者制度の運用について」の中で、施設の設置目的や実情等を踏まえて定めることとしています。</p> <p>こうしたことから、指定期間については、制度導入時や施設統廃合が具体化している場合等を除いて画一的に設定するのではなく、施設の目的及び特性、規模、指定管理業務の形態、専門的知識や経験を有する指定管理者職員の雇用確保、管理運営ノウハウの蓄積、事業の定着化等を考慮して適切な期間を設定すべきと思われます。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>公の施設の見直しフローチャートにより、現指定管理期間は3年となっております。特に上ヶ平サンビレッジは、公の見直しにより、『譲渡、民営化』の方針があるため、4年以上の指定期間を設けることは現段階では難しいと考えます。</p> <p>今後、施設の方針が明確になった時点で、施設の中長期的な運営方針を考え、指定管理者側にとっても有益な指定期間の設定を検討していきます。</p>	

4 他の施設との連携について (要望)		(株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同企業体) 担当課：教育委員会 生涯学習課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>当施設は、健康維持増進施設、教育施設、地域コミュニティ施設として地域及び他の施設との連携が図られているところですが、より一層の連携強化を要望します。特に金山リバーサイドスポーツセンター及びスタジアムは、このたび「飛騨金山ぬく森の里温泉」が国土交通省の重点「道の駅」に選定されたことにより、周辺各施設の相乗効果の発揮に期待します。このため、新たな連携の方法について、「ぬく森の里開発プロジェクト会議」の中で協議、検討されるよう要望します。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>金山リバーサイドスポーツセンターの周辺地域の施設で組織する『ぬく森の里開発プロジェクト会議』では、年に数回会議の場を設け、当地域の発展について協議を行っています。当地域で開催されている、ひだ金山清流マラソンでは、各施設の協力により、これまで以上に魅力的なイベントとして変革を遂げています。また、指定管理者間における各専門技術提供により、スポーツセンターへの誘客等も可能であると考えられることから、今後も地域が一丸となり、当地域の発展を目指したいと考えます。</p>	